

## 受入予定証券残高及び担保指定証券残高の評価額等の取扱い

制定 平成16年 5月 6日  
全部改正 令和 6年 3月 5日

### (目的)

第1条 この取扱いは、業務方法書の取扱い別表第6項及び第12項の規定に基づき、時価がない銘柄及び株式併合等の事由により当社が必要と認める銘柄に関する時価（業務方法書第39条第4項第4号、第45条第3項第1号及び第58条第3項に規定する当社が定める時価をいう。以下同じ。）及び時価に乗すべき率並びに必要な取扱いについて定める。

### (機構取扱有価証券の時価)

第2条 機構取扱有価証券の上場日における時価は、次に掲げる順序に従って定める。

(1) 上場する金融商品取引所がその前日までに公表する上場日の基準値段又は板中心値段（複数の金融商品取引所に上場する場合には、各金融商品取引所の取引所・業界団体等コード（証券コード協議会の定めるものをいう。）の若い順に採用する。）

(2) 公募価格又は売出価格（新株予約権付社債については発行価格）

2 機構取扱有価証券について発行日決済取引が行われる場合、当該取引の対象となる新株式等の時価は、当該新株式等の機構取扱開始日の前営業日における旧株式等の金融商品取引所における最終価格とする。

### (機構取扱有価証券の時価に乗すべき率)

第3条 機構取扱有価証券（外国株券等を除く。）について併合が行われる場合、当該併合の効力発生日の前営業日における当該機構取扱有価証券の時価に乗すべき率は、業務方法書の取扱い別表第3項に規定する時価に乗すべき率に併合比率を乗じた値（小数点以下の端数は切り捨てる。）とする。

2 機構取扱有価証券について発行日決済取引が行われる場合、当該取引の対象となる新株式等の時価に乗すべき率は、零とする。

### (国債証券)

第4条 分離元本振替国債及び分離利息振替国債は、分離適格振替国債の発行日の翌営業日から取り扱う。

2 物価連動国債は、担保指定証券として預託できる国債証券から除外する。

### (時価の変更)

第5条 当社は、コーポレート・アクションが行われる場合等、必要があると認めるときは、時価を変更することができる。この場合において、当社は、あらかじめその旨をDVP参加者に通知するものとする。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。